# EPROPKKAZ TOSTOPSW/

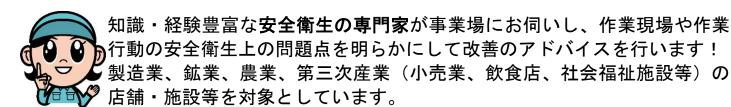
## 中小規模事業場

# 安全简生分积一卜事器

≪個別支援≫

# ○安全衛生小ポート事業<個別支援>とは?

費用無料



費用

# 厚生労働省の補助事業により費用は無料

急 恢

- ●製造業、鉱業、農業、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)
- ●労働者が概ね100人未満の事業場が対象

# O個別支援のSTEP<1。2。3>

## ①専門家による 現場確認

専門家が事業場にお伺いし、現場確認(約2時間)を行い安全衛生上の弱点を 探し出します。後日、現場確認結果報告書をご提出いたします。



### ②現場確認後の フォローアップ

専門家による現場確認後の改善方法の詳細アドバイスや改善後の確認・アドバイス を行います。

### ③作業者・従業員の方々への 研修・講演

現場確認結果報告書の内容に係るテーマについて、専門家が事業場の従業員の方に研修・講演等の教育(約2時間)を実施することができます。



#### ~研修・講演のテーマの例~

- ●安全・安心のための5S活動
- ●KYTの基本的な進め方
- ●作業手順書の作成の仕方
- ●職場の腰痛予防対策

- ●ヒヤリ・ハット報告の活用の仕方
- ●指差し呼称の効果的なやり方
- ●転倒災害防止対策

• • • etc

# この機会にサポート事業で職場状況を見つめ直してみたいとお考えの事業場を募集します!(※実施事業場数限定、先着順受付)

### ●申込~実施の流れ

## 申込書送付

※次ページの申込書に必要事項をご記入の上、メール・FAX等にてお送りください。



#### 【作業状況、現場確認希望日等の確認】

当方からご担当者様に連絡し、作業状況や現場確認にお伺いする希望日等をお聞きします。 必要により事業場へお伺いして、作業場の下見等をいたします。



現場確認の実施日の決定

#### 【個別支援の実施】

#### ①全般的な現場確認(概ね2時間程度)

当協会の安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の現場確認・アドバイスを行います。後日、現場確認結果報告書をお渡しします。



#### 【現場確認結果報告書等に基づく支援】

#### ②フォローアップ ③研修・講演等の教育

現場確認結果報告書やご要望等により次のような支援を実施できます。

- 報告書等を踏まえた設備等の改善状況の確認アドバイス
- ・報告書等を踏まえた作業者教育 (例:安全・安心のための5S活動、職場の腰痛予防対策・・・etc)

#### ~お寄せいただいた感想~

- 報告が詳細で非常にわかりやすく、上司にも説明しやすかった。
- 日頃の工場点検で気づけない部分を教えていただき感謝する。
- 非常停止装置など、わからなかったことを提案いただいてとても役に立った。
- 法令を元にアドバイスいただきとても心強い。この制度は有効であった。
- ・より一層、安全衛生に取り組むきっかけとなった。 etc

#### 【申込等に関するお問い合せ】

#### 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島市西区三篠町3-25-30

TEL 082-238-4707 FAX 082-238-4716

E-mail:chushiko@jisha.or.jp HP:https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html

#### 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター 四国支所

〒760-0017 **高松市**番町 3-3-17 第1讃機ビル 2F 北側

TEL 087-861-8999 FAX 087-831-9358

中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター所長 殿

> 事業場の名称 代表者役職・氏名

## 中小規模事業場安全衛生サポート事業 個別支援申込書

別紙の実施事項等確認書に同意のうえ、標記事業による安全衛生に関する個別支援を下記のとおり申し込みます。

記

事業場所在地	₸			業種	労働者数 (事業場単位) 人
担当者職氏名				E-mail	
担当者の連絡先	TEL:		FAX:		
実施希望日	令和 年	月(上旬・中	旬・下旬)	頃	
	(具体的な希望)	日がある場合	月	日 午前・午後 )	
事業の概要					
安全衛生活動に					
おいて、困って					
いること又は今					
後取り組みたい					
事項					
報告書」を作成し、 いてお伺いし、アド ができます。	安全衛生管理に バイスを行う、②教	関するアドバイスを行 ₹育・講演等を行うなと	います。その後 :のフォローア <sub>:</sub>	、た結果については、後、①貴事業場のその ツプ支援(各1回・合計	後の取組状況等につ 2回まで)を受けること
ノオローアップ文	援を布室する場合	には、火の口にレ印を	ど人れ、伙の事	項についてご記入くだ	131,
□ 標記事業による	る安全衛生に関す	トるフォローアップ支	接を次のとお	らり申し込みます	
フォローアップ支援 を希望する事項	1 現場確認 2 安全衛生	号に○をつけてくだる 忍結果報告書に係る 上教育、講話、KY扌 Dテーマ等があれば	アドバイス等 旨導等を希望		きです。)

#### 情報セキュリティ管理について

中災防は、本事業で得られた個人及び事業場情報を適切に管理し、事業の効率的な運営のためにのみ使用します。 法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。

なお、中災防としては、本事業のご利用を契機に、安全衛生活動に役立つ情報やサービスのご案内をしたいと考えておりますが、不要の場合は右の口にレ印を入れてください。 

□ 不要

# 中小規模事業場安全衛生サポート事業 実 施 事 項 等 確 認 書(個別支援用)

#### 1 実施事項

この事業では、中央労働災害防止協会(以下、「中災防」という。)が貴事業場に安全衛生に関する専門職員(以下、「専門職員」という。)を派遣するなどして、次の安全衛生活動支援を無償で行います。

- ① 現場確認:専門職員等が事業場を訪問し、現場確認とヒアリングを行って、貴事業場の安全衛生管理状況に関する現状把握を行います。(2 時間程度)
- ② 現場確認結果報告:現場確認の結果報告書を作成し、貴事業場の安全衛生管理に関するアドバイスを行います。
- ③ フォローアップ支援: 現場確認の状況を踏まえ、現場確認結果報告書の内容に係るアドバイス等や特定の安全衛生に係る事項(作業環境改善や機械設備の安全化の支援、特定テーマの講演・研修など)等について、必要に応じ無償のフォローアップ支援をお勧めします。フォローアップ支援を申し込まれた場合は、担当する専門職員等が事業場を訪問、又は、オンラインで特定の安全衛生に係る事項について、専門家の視点から希望された支援を実施します。
- ④ アンケートへの回答:個別支援終了後(フォローアップ支援まで行う場合はフォローアップ支援終了後)、支援 結果についてアンケートにご協力いただきます。
- ⑤ フォローアップ支援から概ね2~3ヶ月後に、専門職員等が支援の結果に基づく取り組み状況や、新たに発生 した安全衛生の問題などについてお伺いする場合があります。
- ⑥ 中災防が所有する著作権等を保護するため、講演・研修等において実施内容を録画、録音またはそれに準ずる行為はお断りします。又、事前に電子データをお渡しする場合は、当該講演・研修等の目的以外の二次利用はお断りします。講演・研修等終了後は速やかに当該電子データの破棄をお願いします。

#### 2 ご確認事項

- (1) 上記①~⑤の実施事項は、貴事業場が自主的に安全衛生活動の推進を継続できるよう、その手法等について アドバイスを行うものです。専門職員が、貴事業場の安全衛生活動の推進を直接担うものではありません。
- (2) 上記①の現場確認は、専門職員がアドバイスに必要な情報を得るために、貴事業場の安全衛生管理の状況を確認させていただくものです。
- (3) 本事業は、中災防が厚生労働省の補助事業を活用して実施するもので、実施結果等を包括的にとりまとめて厚生労働省に報告いたします。ただし貴事業場の現場確認により得られた個別情報については、行政機関を含め第三者に一切公開いたしません。(中災防が、法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。)